# フリーランス・事業者間取引適正化等法 並びに 改正育児・介護休業法等説明会

日時

①~⑤の 14:00~16:00

対象

フリーランス個人事業主・県内本社企業の事業主・人事労務担当者

内容

(1)フリーランス・事業者間取引適正化等法について  $14:00\sim15:05$ 

①就業環境の整備について ②取引適正化について

(2)改正育児・介護休業法等について

15:15~16:00

※(1)だけの参加も可能です。

参加無料

完全 予約制

### ①令和6年10月25日(金)

千葉県自治会館 大会議室 千葉市中央区中央4-17-8

☆ 125名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【千葉会場】

## ②令和6年11月7日(木)

船橋市中央公民館 第3·4集会室 船橋市本町2-2-5

定員 120名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【船橋会場

#### ③令和6年11月19日(火)

さわやかちば県民プラザ 大研修室 柏市柏の葉4-3-1

定員 170名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【柏会場】

#### 4 令和6年11月21日(木)

木更津市中央公民館 多目的ホール 木更津市富士見1-2-1アクア木更津B館3階

定員 110名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【木更津会場】

#### ⑤令和6年11月22日(金)

成田国際文化会館 小ホール

千葉県成田市土屋303

定員 140名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



成田会場】

【主催】千葉労働局 説明会についてのお問い合わせ先 <u>千葉労働局</u>雇用環境・均等室

> フリーランス・事業者間取引適正化等法について Tel: 043-306-1860 改正育児・介護休業法等について Tel: 043-221-2307

## 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」(新法)

金属加工職人

イラストレーター

一人親方

運送ドライバー

といった方々も、この法律上の「フリーランス」に該当することがあります。

近年、多様な業種でフリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力の格差に起因する取引上のトラブルが増えています。ことした中で、フリーランスの方が安心して働くことのできる環境を整備するため、フリーランスの方の就業環境整備を目的とした「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が、今年11月1日から施行されます。



#### 改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法

令和6年5月31日に改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が公布され、**令和7年4月1日から段階的に施行されます**。なお、措置義務の詳細等は省令等で定められることとされています(令和6年8月現在、省令等は未施行ですが、施行され次第、厚生労働省ホームページ・千葉労働局ホームページにも詳細を掲載する予定です)。

施行期日	改正内容
令和7年4月1日	<ul> <li>○ 所定外労働時間(残業免除)の制限の対象拡大</li> <li>○ 3歳に満たない子を養育する労働者のテレワーク措置が努力義務化</li> <li>○ 子の看護休暇の見直し</li> <li>○ 300人超の企業に育児休業取得状況の公表義務拡大</li> <li>○ 介護離職防止のための個別周知・意向確認、雇用環境整備、早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する情報提供の義務化</li> <li>○ 「一般事業主行動計画」策定時に、育児休業取得等に関する状況把握や数値目標設定が義務化</li> </ul>
公布の日から起算して1年6 月以内において政令で定める 日(令和7年10月1日予定)	○ 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者への柔軟な働き方措置の義務化 ○ 妊娠・出産の申出時や、子が3歳になる前における個別の意向聴取・配慮の義 務化

最新情報は、千葉労働局ウェブサイトをご覧ください。 https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/home.html



【千葉労働局 公式サイト】

気象条件、会場設備の故障などやむを得ない理由により説明会を中止する場合は、X公式アカウントでお知らせいたします。お越しになる前にご確認いただきますようお願いします。

https://x.com/chibaroudoumhlw



【千葉労働局 X公式アカウント】